

災害救助犬の出動に関する協定書

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

寒川町（以下「甲」という。）とNPO法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）は、災害救助犬の出動に関し次のとおり協定する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、寒川町内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命捜索活動とする。

（出動要請）

第2条 甲は、人命捜索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び捜索範囲などを考慮し、その都度甲乙で協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮責任者の指揮のもとに入命捜索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、甲の現場指揮責任者が人命捜索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく会員並びに災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第7条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（連絡会）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に運用するため、必要的都度、連絡会を開催するものとする。

（防災訓練等への参加）

第9条 乙は、甲が主催する防災訓練に参加することができる。

（協議）

第10条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年 7月31日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長

山之内文夫

乙 神奈川県藤沢市葛原766番地1
特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会

理事長 村瀬英博